

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【公開番号】特開2017-16903(P2017-16903A)

【公開日】平成29年1月19日(2017.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2017-003

【出願番号】特願2015-132907(P2015-132907)

【国際特許分類】

H 01 J 35/14 (2006.01)

H 01 J 35/00 (2006.01)

【F I】

H 01 J 35/14

H 01 J 35/00

Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月23日(2018.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

偏向コイル15は、ローターターゲット17に照射される電子線を偏向させる電子線偏向部であり、電子線調整部2とローターターゲット17との間に配置される。偏向コイル15は4極コイルによって構成されており、偏向コイル15通過前の電子線の光軸を垂直に貫く平面のいずれの方向にも、偏向コイル15通過後の電子線を偏向させることができる。偏向コイル15の原理は、電磁偏向形ブラウン管オシロスコープの偏向コイルと同じである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

特に、電子線調整部において、電子線光軸調整部、電子線断面形成部、及び電子線集束部を、電子線発生部側から電子標的側へ順に配置することにより、電子線集束部と電子標的に存在する空間の自由度が増し、当該実施形態のように、電子線偏向部や磁気センサなどを配置することが出来る。電子線断面形成部が電子線の断面を円形状から偏平形状に変化させると、前述の通り、電子線集束部を通過する際に電子線の断面が回転する。しかし、当該実施形態のように、その回転角を考慮して、電子線断面形成部が電子線の断面を変化させることにより、かかる配置であっても、電子標的ににおける電子線の断面を所望の形状とすることが実現する。